定款

株式会社バナーズ

```
昭和29年
       3月15日改正
昭和29年
       5月15日改正
昭和29年
       8月23日改正
       5月25日改正
昭和32年
昭和33年
       2月27日改正
昭和34年11月10日改正
昭和38年
       1月21日改正
昭和38年
       4月24日改正
昭和39年
       1月30日改正
昭和42年
       1月31日改正
昭和47年
       1月31日改正
昭和50年
       1月30日改正
昭和56年
       2月27日改正
昭和57年
       2月26日改正
昭和58年
       2月25日改正
昭和62年
       2月27日改正
平成
   2年
       2月27日改正
平成
   3 年
       6月27日改正
平成
       6月29日改正
   6 年
平成
   7年
       6月29日改正
平成
   8年
       4月 1日改正
平成
   9年
       6月27日改正
平成10年
       6月26日改正
平成14年
       6月27日改正
平成15年
       6月26日改正
平成15年12月 1日改正
平成16年
       6月24日改正
平成16年10月 1日改正
平成17年 6月25日改正
平成18年
       6月24日改正
平成19年
       6月29日改正
平成19年10月 1日改正
平成21年
       6月26日改正
平成23年
       6月29日改正
平成26年
       6月27日改正
2022年
      6月29日改正
```

株式会社バナーズ

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社バナーズと称する。

英文では、BANNERS CO., LTD. と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 生糸、絹、綿、毛類、化学繊維等の原料、製品の製造、加工、仕入、販売および輸出入
- 2. 不動産の利用・売買・開発および賃貸に関する業務
- 3. スポーツその他各種施設の経営
- 4. 通信機器・照明・ゲーム機・コンピューター・周波数変換による制御機器および周辺機器ならびに部品の製造、加工および販売
- 5. 日用雑貨品の製造・加工および販売
- 6. 服飾雑貨品の製造・加工および販売
- 7. 毛皮・皮革製品の仕入および販売
- 8. 自動車・原動機付自転車その他原動機付機器の販売および修理
- 9. 鉄、非鉄、貴金属等各種資材の仕入、販売および輸出入
- 10. 食品の仕入、販売および輸出入
- 11. 健康機器、石材、石材製品の仕入、販売および輸出入
- 12. 高圧水利用による工作・洗浄・剥離等の機械装置とシステムおよびこれに付帯する計測・制御等の自動化機器ならびに、これ等を構成する部品の製造、販売および輸出入
- 13. 高圧ポンプ、特殊ポンプの製造、販売および輸出入
- 14. 化学薬品、水および化学ガスの反応速度促進機械装置とシステム、ならびに 複組成の化学薬品、化学薬品と水との混合液、複組成ガスの均一混合機械装置 とシステム。以上の単独又は併合装置とシステムおよびこれに付帯する計測・ 制御等の自動化機器ならびに、これ等を構成する部品の製造、販売および輸出 入
- 15. 有価証券の保有および運用
- 16. 前各号の事業に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を埼玉県熊谷市に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3)会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条 第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式の買い増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。

第10条(株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式 に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない ものとする。

第12条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第13条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時にこれを招集する。

第14条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する 書面に記載することを要しないものとする。

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条(取締役の員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第20条(選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、 当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の 時までとする。

第21条(代表取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から選定する。

第22条(役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(任期)

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。

第24条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第25条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。

- 2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

第26条(取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決 に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があった ものとみなす。

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 第 26 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第29条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第30条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(会社法第 2 条第 15 号 イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第31条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選 定することができる。

第32条(監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

第33条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

第34条(監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に 定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第35条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第36条(選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条 (剰余金の配当等の決定機関及び除斥期間等)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議に より定める。 2. 剰余金の配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第41条(剰余金の配当等の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1. 定款第 15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第 15条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日と する株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開 示) はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。